

改正地方税法で市税はどんなにかわつたか

「市民の皆さんに最も関係の深い改正地方税法は、去る八月一日より実施されることになりました。」

◇どうして改正しなければならなかつたか？

今度の地方税の改正は、皆さんがすでに御存じのように、シャウブ博士の勧告をもととして改正されたもので、その目的は、民主政治の基盤となる地方自治を確立するため自治体の自主性による積極的な活動に伴う財源を裏付けるための税制の合理化と負担の均衡化を目標としたものでありまして、わが國税制史上劃期的な改革といわなければなりません。

その結果、先づ第一に、今まで縣や市町村が、國の財政にたより過ぎていたのを改めて縣、市町村がその自らの税収入で財政をまかなつていくことになつたのであります。それは、とりもなおさず地方自治を強化することであり、これによつて我が國の民主化と民主政治の基礎を培うことになるのであります。

第二に、今までの地方税は、非常に複雑だつたのであります。例えばは事業税・入場税・地租・家屋税等は縣税として徴収するほかに、附加税として市町村でも徴収していたのですが、このような附加税制度を廃止し、國税・縣税・市町村税の関係を判然と區別して、今までのような不合理な税を整理して、税制を合理化し縣、市、町、村の課税に対する責任を重くし、住民が縣、市町村の政治に対して関心をもつようにすることが、立派な民主國家を築き上げて行く上にぜひ必要であるからであります。

◇では地方税はどんな税に改められたか？

縣税は、附加價值税（昭和二十七年までは今までのとおり事業税及び特別所得税）入場税及び遊興飲食税等が主なもの、市町村税即ち奈良市の市税

市税早わかり

| 税目 | 納税義務者 | 課税標準及び税率 | 賦課期日 |
|-------|---|--|--|
| 固定資産税 | 二、所有者が國等の非課税団体であるときは使用者 | <p>◎均等割 六百圓</p> <p>◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）</p> <p>◎均等割 六百圓</p> <p>◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）</p> <p>均等割 六百圓</p> <p>均等割 千八百圓</p> | <p>1月1日</p> <p>4月1日</p> <p>8月1日</p> |
| 市税 | 市内に住所を有する個人（前年所得を有しなかつた者及び生活保護法の規定による生活扶助を受けている者） | <p>◎均等割 六百圓</p> <p>◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）</p> <p>均等割 六百圓</p> <p>均等割 千八百圓</p> | <p>昭和二十五年年度の納期及び納付額</p> <p>第一期 九月十五日から同月三十日まで 税額の十分の一</p> <p>第二期 十月十五日から同月卅一日まで 税額の十分の二</p> <p>第三期 十一月十五日から同月三十日まで 税額の十分の一</p> <p>第四期 十二月十五日から同月二十八日まで 税額の十分の二</p> <p>第五期 翌年の一月十五日から同月三十一日まで 税額の十分の一</p> <p>第六期 二月十五日から同月二十八日まで 税額の十分の一</p> <p>第七期 三月十五日から同月三十一日まで 税額の十分の二</p> |

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

固定資産税の課税標準は、左の額のうちいづれの額をも下らないもので、仮決定をしてその税額を徴収し、本決定の時（昭和二十六年九月三十日まで）に決定する）による税額との差額は、昭和二十六年年度の最終の納期において清算します。

◎均等割 六百圓

◎所得割 前年の所得税額の百分の十八（百圓に於いて十八圓）

均等割 六百圓

均等割 千八百圓

としましては、市民税及び固定資産税の二つを中心とし、その外従来どおり自動車税、荷車税、広告税、接客人税、木材引取税、電気、ガス税、鉱産税等になりすべて市の独立税に改められたのであります。

ではその市税の主任であり皆様が最も関心をもつておられる市民税と固定資産税についての概要を御説明申し上げます。皆さん方の今後の生活設計の一助ともなれば幸と存じますので先づ皆さん方の大部分にかかります市民税について御説明申上げること致します。

「市民税」

市民税はどんな人たちにかかってくるかといえますと、原則として市内に住所を持つている成年者全部と市内に事務所、家、屋敷等を持つている人及び法人にかかります。又今までのように世帯主だけでなく、所得のある成年者は全部市民税の納税義務者となるわけでありました。

この市民税は、均等割と所得割の二つによつてその税額をきめることになっています。但し法人は均等割だけで所得割はかかりませんので、事務所の大小や資本の大小とは関係なく千八百圓の均等割だけとなります。

又個人の市民税は均等割の六百圓の外に所得割として、前年の所得税額の百分の十八を加えたものであります。例えば、昨年一万圓を所得税として納めた人の市民税は、所得割として千八百圓となり、均等割六百圓を加えた二千四百圓が本年度の市民税となるわけでありました。

但し次に掲げる條件に該当する人は、均等割を課せられないことになっています。

- ① 不具者及び未成年者（独立の生計をいとなみ且つ前年において十萬圓をこえる資産所得又は事業所得を有した場合を除く）
 - ② 寡婦（十八才以上の子女を有する場合又は前年において十萬圓をこえる所得を有した場合を除く）
 - ③ 同居の妻（夫が市民税の納税義務を負わない場合を除く）
- 又その外、所得税額を課税標準とする所得割についても次に掲げる條件に該当する人には課さないことになっています。

- ④ 不具者及び未成年者（前年において資産所得又は事業所得を有した場合を除く）
 - ⑤ 寡婦（十八年以上の子を有する場合又は前年において十萬圓をこえる所得を有した場合を除く）
- 以上の外に奈良市の市税賦課徴収條例によつて市長が必要と認められた場合においては、市民税の税率の軽減措置が規定せられておりますのでこの点につきましては別項に奈良市税賦課徴収條例を抜萃して御参考に供したいと思います。

| 人接客 | 税 | 引木 | 鉦産 | 電 | 荷車 | 自轉 |
|---|--|---|---|---|---|---|
| 客 | 告 | 取 | 税 | ガ | 車 | 車 |
| 接 | 告 | 材 | 稅 | ス | 稅 | 稅 |
| 客 | 告 | 材 | 稅 | 氣 | 稅 | 稅 |
| 人 | 主 | 材 | 稅 | 稅 | 稅 | 稅 |
| 接 客 人 | 廣 告 主 | 素 材 の 引 取 者 （ 但 し 立 木 の 伐 採 後 三 日 を 経 て 引 取 者 の 所 有 者 と す る ） | 鉦 業 者 又 は 砂 鉦 業 者 | 電 氣 又 は ガ ス の 使 用 者 | 所 有 者 | 所 有 者 若 し く は 使 用 者 （ 所 有 者 が 國 等 の 非 課 税 團 体 で あ る 場 合 ） |
| (2) 一人につき 一ヶ月百五十圓 その他の接客人一人につき 一ヶ月百圓 | (1) 藝妓及びこれに類する接客人一人につき 一ヶ月百五十圓 (7) ナラシによる広告千個又はその端数につき五十圓 (6) 電話番号記入表等による広告広告料金の百分の十 | 素 材 の 價 格 の 百 分 の 五 （ 百 圓 に 付 五 圓 ） | 採 鉦 又 は 採 取 し た 鉦 物 又 は 砂 鉦 の 百 分 の 一 （ 百 圓 に 付 一 圓 ） | 電 氣 料 金 又 は ガ ス 料 金 の 百 分 の 十 （ 百 圓 に 付 十 圓 ） | 荷 積 牛 馬 車 一 台 に 付 年 額 八 百 四 十 圓 （ 輕 車 輛 ） 荷 積 大 車 一 台 に 付 年 額 四 百 八 十 圓 荷 積 小 車 及 び リ ヤ カ ー 一 台 に 付 年 額 二 百 四 十 圓 | 三 輪 車 一 台 に 付 年 額 二 百 四 十 圓 一 台 に 付 年 額 三 百 六 十 圓 |
| 每 月 1 日 | 告 告 日 日 | 隨 時 | 隨 時 | 月 稅 | 4 月 1 日 | 4 月 1 日 |
| 每 月 末 日 まで | 徵 稅 令 書 發 付 の 日 从 十 日 間 | 每 月 十 五 日 まで | 第 一 期 十 月 十 五 日 从 同 月 卅 一 日 まで 第 二 期 翌 年 の 一 月 十 五 日 从 同 月 三 十 一 日 まで 第 三 期 三 月 十 五 日 从 同 月 卅 一 日 まで | 每 月 二 十 五 日 | 八 月 十 五 日 从 同 月 三 十 一 日 まで 年 額 | 八 月 十 五 日 从 同 月 三 十 一 日 まで 年 額 |

「固定資産税」

この新しい税は土地、家屋のような不動産の外に、事業の用に供する償却資産について、その価格をもととして所有者にかける税であります。

この新しい固定資産税は、今までの地租税と一緒にした上に、償却資産をも加えているのが大きな特色であります。又今までの地租や家屋税のように賃貸価格をもととして課税するのではなく実際の価格によって課税することになります。そしてこの価格は、固定資産評価員という人たちが毎年一月一日正しい時価によって評価した価格をもととして、市長が決めることとなります。

しかし今年度限り、土地及び家屋については賃貸価格の合計の九百倍の額に百分の一・六を乗じた額であります。又畑にあつては、賃貸価格を千八十倍したものに百分の一・四を乗じますと、土地、家屋については、賃貸価格の一・四・四倍がその税額であり、又畑にあつては賃貸価格の一・七・二八倍したものがその税額となります。又畑にあつては賃貸価格の一・七・二八倍したものがその税額となります。

例えば 家が十五坪で賃貸価格が七十圓 とします
土地が五十坪で賃貸価格が五十圓 とします

とその合計額が二二〇圓となり、それに一四・四倍すれば一、七二八圓が固定資産税の税額となります。

例えば 田が六反歩で賃貸価格が二二〇圓
畑が四反歩で賃貸価格が二八圓 (反当り七圓) としますと、

賃賃価格に対して田は一四・四倍の一、七二八圓、畑は一七・二八倍の四八三圓八四銭で合計二、二二一圓八四銭が税額となるわけでありませぬ。

次にその他新しい税制で市税として課するものとして自動車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、接客入税の七種類があります。紙面の関係上これ等の税につきましては、別表の市税一覧表を御覧下さい。

市民の皆さんえお願ひ

以上で改正地方税法による市税の概略を御説明申し上げたのでありますが、尙今回の税制改正で國税では約九百億圓の減税となり、地方税では約四百億圓の増税となつて、税全体を通じては約五百億圓の減税(人口八千万人として一人当たり約百二十五圓の減税)となつております。國税と地方税は、税制上一体として改正が計画されたのでありますが、國税は本年一月から一部実施せられ四月から全面的に実施せられたのにかかわらず、地方税法は國會の通過が遅れて、この八月から実施されることになつたのであります。

◎奈良市市税賦課徴收例抜萃

- 第十二條 市長は、法第三百十二條の規定によつて市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合においては、法第三百十一條の規定にかかわらず、均等割によつて課する市民税の税率を軽減することができる。
 - 一、所得税法第二十六條第一項又は同法第二十六條の二第二項の規定による申告の際同法第十二條の五又は同法第十一條の六の規定による控除をして申告書を提出すべき者 四百圓
 - 二、所得税法第二十六條第一項又は同法第二十六條の二第二項の規定による総所得金額の計算上同法第十一條の五又は同法第十一條の六の規定による控除が行われる場合における均等割額によつて課する市民税を納付すべき扶養親族又は不具者 二百圓
 - 三、市民税の納税義務者で、その者の配偶者その他の親族が経営する事業から生ずる所得以外の所得を有しないことにより、所得税法第十一條の二の規定によつて所得がないものとみなされる者 四百圓
 - 四、法第二百九十四條第一項第三号の者で、市内に二以上の事務所又は事業所を有する場合においては、その主たる事務所又は事業所以外のものに対して 千五百圓
- (所得割額によつて課する市民税の軽減)
- 第十四條 市民税は、その賦課期日において、次の各号の一に該当する者であつて、市長が必要と認めたる者についてこれを軽減することができる。
- 一、前年度の賦課期日の翌日から当該年度の海外引揚者及び復員者(以下「引揚者」という。)
 - 二、前年度の賦課期日の翌日から当該年度の賦課期日まで外地において死亡したことが確認されたものの家族のうち一人(以下「遺家族」という。)

三、賦課期日現在の海外未引揚者及び未復員者の留守家族のうち一人(以下「留守家族」という。)

四、前年の総所得金額が三万五千圓以下の者、但し不具者の場合は総所得金額が三万七千圓以下の者とする。

五、震災、風水害、火災その他これらに類する災害又は盗難により資産について損失を受けた場合。

六、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

七、当該年度の総所得金額の見積額が前年度の総所得金額の二分の一に満たないことを政府が認めたる者、但し、当該年末に至り二分の一以上となつた場合には、この軽減分を直ちに賦課徴収する。

前項の規定により、市民税の軽減の措置を受けようとする者は、納期限前七日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならぬ。

一、年度、期別及び税額

二、軽減の措置を受けようとする事由



秋の冷気も心地よく、澄々とした空気が、新しい郷土の建設と教育(稲葉岩蔵)改正戸籍法について(中川俊一)、どうして生活を愉しく豊かにするか(中坂介)、広報は何故必要か(川尻利一)、個人の権利は尊重されねばならぬ(岡田忠直)、子供の遊びをどう指導すればよいか(高田永輝)、台所の改善はどうすればよいか(北村さき)、越智シズ、青年男女の交際と作法(渡辺眞澄)、日常生活の保健衛生について(今西基雄)、アメリカより歸りて(上田敏見)

朝夕の冷気も心地よく、澄々とした空気が、新しい郷土の建設と教育(稲葉岩蔵)改正戸籍法について(中川俊一)、どうして生活を愉しく豊かにするか(中坂介)、広報は何故必要か(川尻利一)、個人の権利は尊重されねばならぬ(岡田忠直)、子供の遊びをどう指導すればよいか(高田永輝)、台所の改善はどうすればよいか(北村さき)、越智シズ、青年男女の交際と作法(渡辺眞澄)、日常生活の保健衛生について(今西基雄)、アメリカより歸りて(上田敏見)



◆新聞週間!!

自十月一日至十月七日

新聞の重要性、私たちの日常生活のつながりについては、今更述べるまでもなく、みなさんが最もよく知っておられることでもあります。十月一日から一週間、新聞週間として全国的に色々な行事が行われます。

自由な人々のための自由な新聞！私たちがこの際、新聞に対する正しい批判の目を向け、新聞に対する認識を新たにしようではありませんか。

十月一日

國勢調査

調査もればあり
ませんか？

皆様すでに御承知のとおり、國勢調査は十月一日を期して行われ、一日から三日までの間、調査員が世帯毎に皆様のお宅を訪問して調査記入されることになっております。

今回の調査は、平和日本建設のための重要な資料となる大切な調査でありますので、その間万二調査漏れがありました節は、その区域担当の調査員、若しくは出張所、又は市役所総務部企画調査課（電話三四七七）へ御連絡下さるようお願いいたします。

共同募金運動始る

目標額 1,156,000圓

10月1日 — 10月31日



今年も、十月一日から三十一日までの一ヶ月間にわたって全国一せいに共同募金運動が展開せられます。どうか皆様、お互いに苦しい時ですが、もつともつと不幸な人たちの身の上を考えて頂いて、皆様の温かい同胞愛によつて不幸な人々を救い、相携えて明朗日本を建設いたしましょう。

—この運動は、なぜ行われるか—

共同募金運動は、次の二つの大きな目的を持っています。

◆民間社会事業の援助

親のない赤ちやん・身よりのない老人・生活に困っている母子・みなし児・捨子等の氣の毒な人々を收容している民間社会事業を側面から援助するとともに、彼等によるこびと希望を興えるのが大きな目的の一つであります。

◆寄附者の立場から眺めて

共同募金運動が行われないとしたら、一体どんな結果になるでしょう。

民間社会事業施設並びに団体が、経済上の行詰りから経営不能に陥り、勢いのおもむくところ或いは閉鎖するか、又は各個に寄附金集めをするかの二つの場合しかありません。若し、前者の施設が閉鎖された場合のことを想像して下さい。現在收容されている不幸な人々が、それこそ巷に氾らんし、暗黒な社会が生れる。まことに考えても恐ろしいことです。後者の場合、施設及び団体がもしも各個に募金運動を起した時のことを想像して下さい。朝に募金、夕に募金、またわづらわしい限りであります。

本市における共同募金運動は、幸い皆様方の理解ある御同情と真心によつて、過去三ヶ年それぞれ立派な成績をあげております。寒さをひかえて、欲しい肌着の一枚も買えない人たちのために、今年も、皆んなの暖い心を贈り合ひましょう。

奈良—東京

直通急行列車「やまと」の開通



かねてからの懸案であつた東京行直通列車は、ようやく、その名も「やまと」と命名、九月三十日から開通することとなつたことは、國際文化観光都市奈良のため、まことに慶賀にたえない。

列車発着時刻
上り奈良発 二〇時一五分
東京着 六時〇八分
下り東京発 二三時〇〇分
奈良着 八時三三分

【写真は奈良駅で市長令嬢の花束をうけて出発する処女運轉のやまと号】

無火災都市の建設へ

火災予防週間運動が実施されます

来る十月八日から、全国一せいに火災予防週間が実施されます。奈良市は昨年毎日二〇、〇〇〇圓、本年に入つてからは毎日三〇、〇〇〇圓（八月一日現在）という火災損害を見ております。これは何れも、お互いの不注意から発生しているのであつて、尊い汗の結晶を、一瞬にして灰にしておるのであります。

皆さん！火の取扱に注意を拂つて、家の整理整頓を充分に致しましょう。それさへできておれば、絶対に火事は起きるものではありません。災害は忘れた頃に來るといわれますが、追々火に親しむことの多い季節になりますので、一層この点に留意して、奈良市をして無火災都市たらしめるよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

市廳舎竣工近し

市制五十周年の祝典記念行事がくりひろげられていた昭和二十三年十一月一日夜半、不慮の火災によつて市廳舎の全焼という奈良市空前の惨事が起きて早くも二年、片岡市長はじめ市議會の努力と市民の協力によつて、昨年六月八日起工した市廳舎建設工事は、第一期工事を既に去る二月末完成、三月三日から鉄筋コンクリート三階建の新廳舎で事務をとると共に引き続き第二期工事を急いでいるが、態々来る十一月三日文化の日に落成の式を挙げる、こととなつた。

なお、この式典は、去る九月二十日、市民の大多数の賛成により住民投票を終つた「奈良國際文化観光都市建設法」の成立と、旧都跡村の本市合併十周年記念等も併せて、古都新生のよろこびを頒つこととなつている。

